

# 秋田県危機管理計画

平成14年	3月27日	制定
平成14年	4月1日	施行
平成16年	3月1日	一部修正
平成17年	5月9日	一部修正
平成18年	4月1日	一部修正
平成19年	4月1日	一部修正
平成19年	7月4日	一部修正
平成22年	4月1日	一部修正
平成23年	1月21日	一部修正
平成23年	4月1日	一部修正
平成24年	4月1日	一部修正
平成25年	4月1日	一部修正
平成25年	4月13日	一部修正
平成30年	4月1日	一部修正
平成30年	6月1日	一部修正
令和3年	4月1日	一部修正



# 目 次

第1 総 則 .....	1
1 計画の目的 .....	1
2 危機の定義及び類型 .....	1
3 対象とする危機の範囲 .....	2
4 想定される危機の態様 .....	2
5 危機管理に関する基本方針 .....	2
6 担当次長の指定 .....	3
7 危機管理担当者 .....	3
8 危機管理に関する他の計画との整合 .....	3
第2 応急対策 .....	4
第1節 情報の収集・伝達体制 .....	4
1 連絡体制 .....	4
2 収集する主な情報 .....	4
3 情報収集に必要なサポート措置 .....	5
4 伝達の方法 .....	5
5 情報の共有 .....	5
6 県議会・市町村・関係団体等との連携等 .....	5
第2節 危機管理体制 .....	6
1 危機管理監の職務 .....	6
2 部局長の職務 .....	6
3 危機管理対策本部の設置 .....	7
4 危機管理連絡部の設置 .....	8
5 地域危機管理連絡部の設置 .....	9
6 現地危機管理対策本部の設置 .....	9
第3節 職員の動員計画 .....	11
第4節 広報広聴 .....	11
1 広報の方針 .....	11
2 広報の内容 .....	11
3 広報の手段 .....	12
第5節 その他の共通応急対策 .....	12
1 避難対策 .....	12
2 救助活動 .....	13
3 緊急輸送 .....	13
4 医療救護 .....	13
5 ボランティアへの対応 .....	13
第6節 緊急時における行動の特例措置 .....	14

<b>第3</b>	<b>予防対策</b> .....	15
1	危機管理会議 .....	15
2	職員研修の実施 .....	15
3	訓練の実施 .....	15
4	資機材の充実 .....	15
5	危機管理に関するデータベースの整備 .....	16
6	他の組織との協力体制 .....	16
7	医療 .....	16
8	県民の協力 .....	16
9	関係事業者との連絡体制の整備 .....	16
<b>第4</b>	<b>関係機関との連携</b> .....	17
1	連携すべき関係機関の確認 .....	17
2	確認すべき連携事項 .....	18
<b>第5</b>	<b>危機管理マニュアル等の作成</b> .....	19
1	関係マニュアルの作成 .....	19
2	危機対策行動マニュアル .....	19
3	共通マニュアル .....	19
4	部局別危機管理マニュアル .....	19
<b>第6</b>	<b>計画等の進行管理</b> .....	22
1	計画等の見直し .....	22
2	マニュアル作成の報告等 .....	22
3	マニュアルの引継 .....	22
別表1	想定される危機の態様等とその主務課 .....	23
別紙1	危機発生時の連絡体制 .....	25
別紙2	危機発生時の連絡体制（上司不在時の体制） .....	26
別紙3	危機発生報告書 .....	27

# 第1 総 則

県として対処すべき危機には多様なものが考えられ、また、あらかじめ想定し得ない不測の緊急事態が生じることもある。そのため、様々な危機を可能な限り想定し、それぞれに対応し得るシステムを構築していくことが重要である。特に、不測の危機に対しては、速やかな初動の対応が極めて重要であることから、事態の発生に際し、これに即応できる体制を整備する。

## 1 計画の目的

この計画は、秋田県内に危機が発生するおそれがある場合、又は発生した場合において、危機の発生を抑止し、又はその被害・損失を最小限にとどめるための体制を計画的に整備するとともに、危機管理における応急対策及び予防対策についての基本方針を定め、もって県民の生命、身体、財産を保護するとともに、円滑な県行政の運営を確保することを目的とする。

## 2 危機の定義及び類型

### (1) 危機の定義

この計画における危機とは、不測の災害又は重大な事件、事象であって、次の①及び②に該当するものとする。

- ① 県民の生命、身体、財産に何らかの被害又は損失を生じるもの
- ② 円滑な県行政の運営に支障を生じるおそれのある事件、事故等

### (2) 危機の類型

危機は、想定される具体的な事案により次表のとおり、①災害対策基本法で規定する災害、②武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等及び緊急処理事態、③新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定する新型インフルエンザ等の蔓延、④それ以外の重大な事件・事故に類型化できる。

危 機 の 類 型		想定される事案
① 災害対策基本法第2条で規定する災害	自然災害	風水害、地震等
	特殊災害	大規模火災・爆発、危険物事故等
② 武力攻撃事態対処法第2条及び第25条で規定する武力攻撃事態等及び緊急処理事態		武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急処理事態
③ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条で規定する新型インフルエンザ等		新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ及び新感染症の蔓延
④ 上記以外の重大な事件・事故		テロ、暴動、情報システムの障害、感染症の蔓延等

### 3 対象とする危機の範囲

この計画は、2（2）で類型化した危機のうち、④の危機について県が執るべき体制や対応の基本方針を示すものである。

なお、①の危機については、災害対策基本法に基づき作成した「秋田県地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）で、②の危機については、国民保護法に基づき作成した「秋田県国民保護計画」（以下「国民保護計画」という。）で、③の危機については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき作成した「秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「新型インフルエンザ等対策行動計画」という。）でその対処方針を示すものである。

### 4 想定される危機の態様

現時点で想定される危機の態様等とその主務課は別表1（23～24ページ）のとおり（地域防災計画、国民保護計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画に定めるものを除く。）であるが、これに掲げる危機以外についても、前記2（2）④に該当するものは、危機管理の対象とする。

なお、個別の事案がこの計画における危機にあたるか否かの判断は、前例や社会通念に照らした場合の特異性や重大性などにより行うものとする。

### 5 危機管理に関する基本方針

#### （1）危機管理の定義

この計画における危機管理とは、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害若しくは損失を最小限にとどめ、又は発生を抑止するために行う対処をいう。

#### （2）部局の責務

危機が発生し、又は発生するおそれがある場合の初動対応及び全庁的な対応に至らない危機については、別表1に定める主務課を所管する部局（知事部局の各部局及び教育庁をいう。以下同じ。）が責任をもって当たるものとする。

#### （3）全庁的な対応をする要件

次の要件のいずれかに該当する場合は、全庁的な対応とし、関連部局は相互に協力するとともに他の関係機関と緊密な連携を図り、危機の発生を予防し、又は危機による被害の拡大を防止するよう努めるものとする。

- ① 単独部局では対応しきれない次の事情が認められ、又は懸念される状況にあると危機管理監が判断する場合
  - ア 被害・支障の広範性、広域性
  - イ 短期集中的に人員を投入する特別の事情

- ② 応急対応が複数部局の所管にわたり、その調整分担をひとつの指揮命令の元で実施する必要があると危機管理監が認める場合
- ③ その他県の重要政策課題に係る危機として知事が認める場合

#### (4) 危機管理の総合所管

危機管理の総合所管は、危機管理監の指揮のもとに総務部総合防災課が当たるものとし、部局からの報告の受理や訓練の実施状況の点検等の業務を行う。

### 6 担当次長の指定

- (1) 各部局長は、各部局の次長（教育庁にあっては教育次長）の中から、危機管理を担当する次長を指定するものとする。
- (2) 危機管理を担当する次長は、部局長を補佐し、各部局の危機管理に関する総合調整を行う。

### 7 危機管理担当者

#### (1) 危機管理担当者

- ① 各部局においては、総合調整主幹及び主管課の企画担当班長とする。
- ② 地域振興局においては、総務企画部地域企画課長及び同課県民生活担当班長とする。

#### (2) 危機管理担当者の業務

- ① 平常時の業務
  - ア 緊急時の連絡体制の整備
  - イ 部局別危機管理マニュアルの作成と点検
  - ウ 部局内又は地域振興局内における訓練及び研修の実施
- ② 危機発生時の業務
  - 主管課長又は地域振興局長の指示に基づき以下の業務を行う。
    - ア 部局長（地域振興局長）への連絡
    - イ 部局（地域振興局）内職員の動員
    - ウ 情報収集と情報提供の対応

### 8 危機管理に関する他の計画との整合

この計画は、危機に際して、県が一元的に取り組むための基本指針を示したものであることから、既存の危機管理に関する他の計画又は指針等については、この計画との整合性を図るため、順次見直しを進める。

## 第2 応急対策

危機が発生し、又は発生するおそれのある場合において、危機への応急対策を効率的に推進するため、情報の収集及び伝達方法、危機管理対策本部の設置、広報等の推進体制について整備する。

### 第1節 情報の収集・伝達体制

#### 1 連絡体制

- (1) 本庁の各部局及び地域振興局において危機が発生した場合の連絡体制は、別紙1（25ページ）のとおりとするが、連絡すべき上司が不在の場合は、別紙2（26ページ）によるものとする。この場合において、不在であった上司に事後速やかに状況等を連絡するものとする。
- (2) 地域振興局以外の地方機関にあつては、別紙1及び別紙2を参考に、職員の配置状況等に応じてそれぞれ定めるものとする。
- (3) 各課所において情報の収集、連絡体制の整備を図るものとするが、夜間休日の場合にも対応できる体制とする。

各課所において連絡網を整備する際には、単に「〇〇課に連絡する」ではなく、「電話番号××の誰誰に、こういう内容を伝える。また、電話が使用できない時にはどうする。」ということを決める。

特に、地域住民に情報を伝達する場合に県が行うか、市町村を経由するかを明確にしておく。

#### 2 収集する主な情報

- (1) 危機発生直後においては、危機の具体的状況とともに、被害規模を推定するための概括的情報を迅速に収集・伝達することに特に配慮する。
- (2) 被害状況の把握に当たっては、危機の種類により警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (3) 収集する情報は、危機の態様により異なるので、おおむね次の事項を中心に各部局で定めるものとするが、「収集担当者」「報告者」「報告事項」「収集・報告の頻度（何分ごと）」については、部局別危機管理マニュアルに記載するものとする。



- ① 危機発生時の状況
- ② 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- ③ 市町村及び関係機関の実施する応急措置の状況
- ④ 地域住民の避難状況
- ⑤ その他

### 3 情報収集に必要なサポート措置

情報収集の際に必要な車両や通信機材、パソコン等については、危機の被害想定に基づき、各部局において定める。

### 4 伝達の方法

- (1) 第1報は、第1受信者から危機管理監まで、30分以内で可能な限り早く、口頭又は電話連絡、若しくは最も適切な方法により伝達するものとする。
- (2) 第1報を口頭又は電話により行った場合は、その後速やかに別紙3「危機発生報告書」（27ページ）により報告するものとする。報告がファクシミリ又は電子メールによるときは、送信後直ちに電話により、送信した旨を伝える。また、電子メールは、担当者及び課室宛の双方に送信するものとする。
- (3) 通常の話電話回線が使用できない場合においては、秋田県総合防災情報システムの衛星通信を活用する。

### 5 情報の共有

危機対策に従事する職員が情報を共有できるよう、対策の実施状況等に係る情報は、逐一フィードバックする。

### 6 県議会・市町村・関係団体等との連携等

県で収集した情報等については、必要に応じて、県議会、市町村及び関係団体等に適時適切に提供するとともに、市町村や関係団体等からも積極的に情報収集を行うものとする。なお、市町村においては、この計画が所掌する危機に関する担当部課が定められていない場合もあり、その場合でも情報が適切に整理・提供されるよう、担当窓口の設置等について協力を求めるものとする。

## 第2節 危機管理体制

### 1 危機管理監の職務

危機管理監は、危機発生時において知事を補佐するため、次の事項を処理する。

#### (1) 応急対応の総合的調整

- ① 危機に対する県の対応が一体的かつ効果的に実施されるよう、関係部局が行う措置に関し、その進捗状況を把握し、問題点を指摘するなど総合的な調整を行う。
- ② 危機の所掌が不分明な場合において、その担当部局を定める。
- ③ 関係部局に対し、危機に関する資料若しくは情報の提供又は予防若しくは応急対応のための措置の実施を求めることができる。

#### (2) 知事への報告等

- ① 危機が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、速やかに危機に関する情報を収集し、状況を把握し、知事に報告する。
- ② 部局長から3に掲げる危機管理対策本部の設置要請があったとき、又は危機の規模が拡大する等、他の部局と連携した対応が必要と判断するときは、危機管理対策本部の設置について、知事に意見を具申する。
- ③ 危機に対する県の対応について逐次知事に報告する。

#### (3) 危機管理連絡部の設置指示

危機管理対策本部の所掌事項の遂行に当たって必要と認めるときは、4に掲げる危機管理連絡部の設置を指示する。

#### (4) 現地危機管理対策本部等の設置指示

応急対策を効果的に実施するため、危機の発生場所を所管する地域振興局総務企画部長又は地域振興局長に対し、5又は6に掲げる地域危機管理連絡部又は現地危機管理対策本部の設置を指示する。

#### (5) 危機管理監の代理

危機管理監に事故あるとき、又は不在のときの代理者は、副危機管理監とする。

### 2 部局長の職務

部局長は、危機管理の初動対策における主たる実施責任者として次の事項を処理する。

- (1) 危機が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、適切な措置を講ずるよう、危機の所管課に指示する。
- (2) 危機に関する情報を速やかに危機管理監に伝達する。
- (3) 必要と判断するときは、3に掲げる危機管理対策本部の設置を危機管理監に要請するものとする。
- (4) 被害状況や必要な救援の種類・規模に関する情報を把握するための職員チームを編成し、派遣する。
- (5) 第5に掲げる危機対策行動マニュアル及び緊急時における連絡体制等の細目について整備を図る。

### 3 危機管理対策本部の設置

- (1) 危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合でその被害規模等により全庁的に対応する必要があると認めるとき、又は関係部局間での調整を要すると認めるときに、知事が設置する。
- (2) 対策本部においては、次の事項を所掌する。
  - ① 危機の情報収集と情報の分析
  - ② 初動対策の決定
  - ③ 4で設置する危機管理連絡部及び5又は6で設置する地域危機管理連絡部又は現地危機管理対策本部への指示
  - ④ 関係機関との連絡調整
  - ⑤ その他対策本部において必要とする事項
- (3) 対策本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。
  - ① 本部長 知事
  - ② 副本部長 副知事、警察本部長
  - ③ 危機管理監
  - ④ 副危機管理監
  - ⑤ 本部員 各部局長、教育長
- (4) 対策本部は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部長がその都度必要と認めた本部員で構成し、本部長が主宰する。
- (5) 本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、副本部長（副知事）がその職務を代

理する。

- (6) 対策本部は、必要に応じて、本部長が招集する。
- (7) 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に関係機関の長等の出席を求めることができる。
- (8) 対策本部の事務局は、総務部総合防災課とし、事務局長には同課長を、事務局次長には同課防災監及び政策監を充てる。
- (9) 総務部総務課長及び広報広聴課長は、常任事務局員として、事務局長を補佐する。
- (10) 危機の所管課長は、事務局員として、事務局長を補佐する。
- (11) 地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部又は新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策本部を設置したときは、危機管理対策本部を廃止し、これらの体制に移行する。

#### 4 危機管理連絡部の設置

対策本部からの指示事項を的確に処理するため、対策本部の下に危機管理連絡部（以下「連絡部」という。）を置く。

連絡部は、危機の発生当初は対策本部を設置するに至らない程度の被害であっても、被害の拡大が予想される場合は、対策本部とは別に、単独で設置することができる。

- (1) 連絡部は、次の事項を処理する。
  - ① 危機管理監への報告
  - ② 関係機関との連絡調整
  - ③ 初動対策実施のための諸調整
  - ④ その他対策本部において必要とする事項
- (2) 連絡部は、各部局主管課長及び警察本部警備第二課長の中から、危機管理監がその都度必要と認める職員をもって構成する。連絡部に必要があるときは、関係課所又は関係機関の職員の出席を求めることができる。
- (3) 連絡部は、危機管理監が招集し、主宰する。

(4) 連絡部の庶務は、総務部総合防災課が処理する。

## 5 地域危機管理連絡部の設置

(1) 地域危機管理連絡部（以下「地域連絡部」という。）は、所管区域内で危機が発生し、又は発生するおそれがある場合及び危機管理監からの指示に基づき地域振興局総務企画部長が設置する。

(2) 地域連絡部は、次の事項を所掌する。

- ① 危機の情報収集と情報の分析
- ② 関係機関との連絡調整
- ③ 危機管理監が指示する事項
- ④ その他必要な事項

(3) 地域連絡部の構成員は、地域振興局総務企画部長が定める。

## 6 現地危機管理対策本部の設置

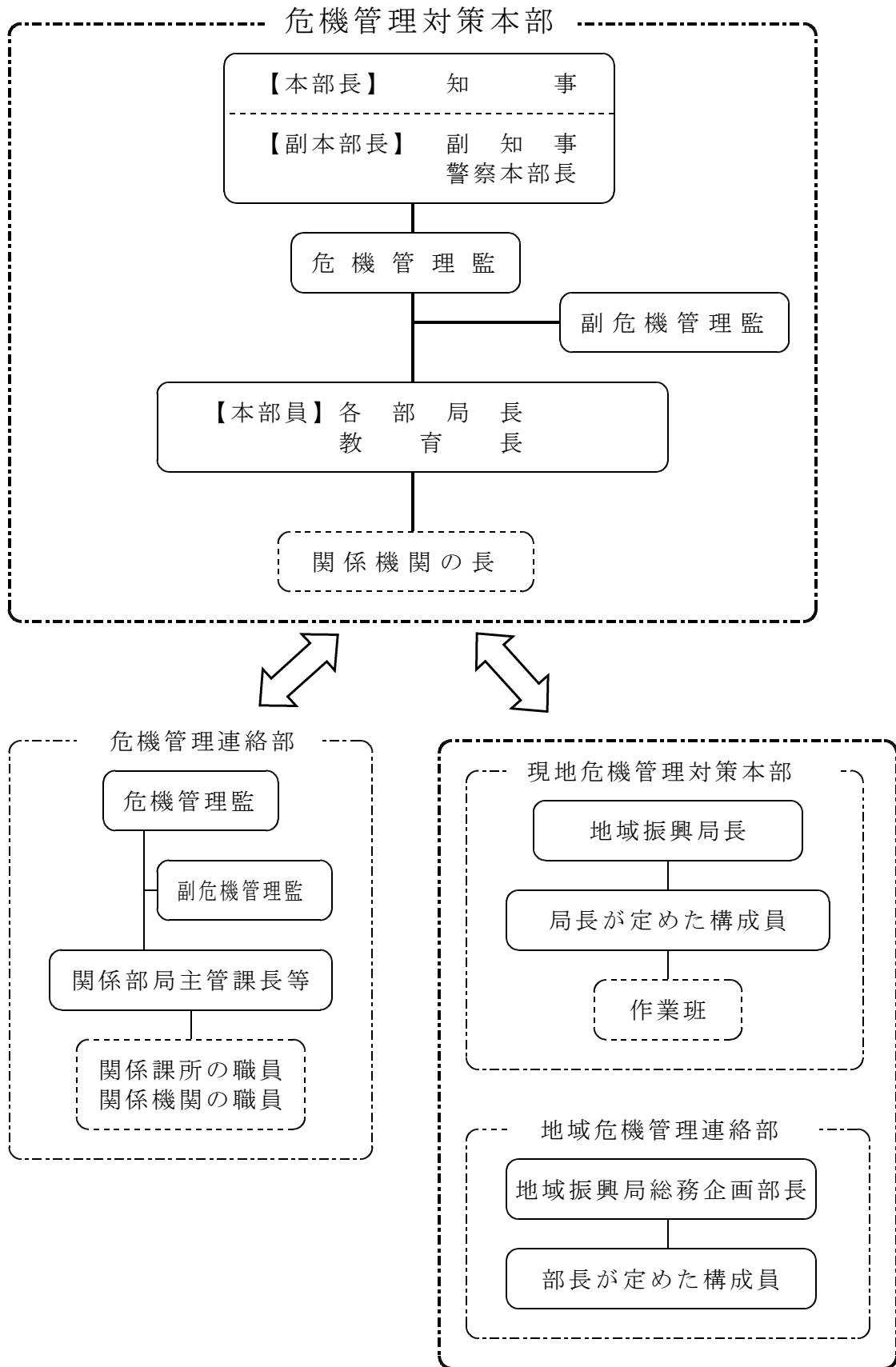
(1) 現地危機管理対策本部（以下「現地対策本部」という。）は、危機の状況からみて、地域連絡部で対処が困難な場合及び危機管理監からの指示に基づき地域振興局長が設置する。

(2) 現地対策本部は、地域連絡部の所掌する事項のほか、必要に応じて緊急対応策を実施する。

(3) 現地対策本部の構成員は、地域振興局長が定める。

(4) 現地対策本部には、関係地方機関の職員による作業班を設置することができる。

【危機管理体制図】



### 第3節 職員の動員計画

危機の種類、規模等により、動員する職員の範囲を次のように定め、具体的にマニュアルに記載するものとする。

ケースの別	動員対象職員の範囲
危機発生時	所管課所担当班員
連絡部設置時	所管課所担当班員及び連絡部構成員
対策本部設置時	所管課所全職員

なお、第2・第2節・3に定める危機管理対策本部が設置された場合は、関係部課の職員も動員できるものとし、その調整は本庁職員にあっては総務部総務課長、地域振興局職員にあっては地域振興局総務企画部長が行う。

職員の業務は、各部局で定めるマニュアルのほか、地域防災計画、国民保護計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画における対策本部各部各班等の業務内容に準じるものとする。

### 第4節 広報広聴

#### 1 広報の方針

##### (1) 県民への情報提供

危機の所管部局は、危機発生時の混乱を防止し、県民の安全・安心を図るため、県民ニーズに応じ、応急対策の実施状況等について、市町村及び関係機関等との連携を図りながら、迅速で的確な情報を提供する等、適時適切な広報を行う。

なお、広報に当たっては、高齢者、障害者及び外国人等の災害時要援護者に配慮するほか、県民からの問い合わせ窓口を設置する。

##### (2) 報道機関への情報提供

危機の所管部局は、提供する情報の内容、発表時期及び方法等について、広報広聴課と緊密に連携して記者発表又は資料提供を行うとともに、報道機関からの問い合わせ等には、予め担当者を指定し、対応窓口の一元化を図る。

#### 2 広報の内容

広報する内容は次の事項とし、原則としてその全部を公表するものとする。ただし、法令等に特別の定めのある場合、危機の未然防止若しくは被害の拡大防止に支障を及ぼすと判断される場合その他秋田県情報公開条例に則して判断したときに非公開となる場合は、これに該当する部分を除き、公表するものとする。

- ①危機の概要及び被害状況
- ②県民の安全確保
- ③応急対策の実施状況
- ④対策本部等の設置状況
- ⑤その他必要な事項

### 3 広報の手段

#### (1) 記者発表

全庁的な対応を要する危機の場合における当初の発表及び対策本部での重要な決定事項については知事が行う。ただし、知事不在時においては、副知事又は危機管理監の順でその職務を代行する。

なお、危機に関する事実概要及び応急対応策の詳細についてのブリーフィングは主務課を所管する部局が行い、広報広聴課長又はその指定する職員がこれを補佐する。

#### (2) 資料提供

所定の様式により、所管課室、担当班、情報の出所等を明確にして、広報広聴課を通じて、情報を提供する。

#### (3) インターネットの活用

インターネットは、最も早く、大量の情報も提供できるが、県内の普及状況に配慮し、危機の発生直後においては、報道機関を通じた広報を第一とし、インターネットは補足的な位置づけとする。

ただし、報道機関に提供した情報は、直ちにインターネットに掲載するものとする。

## 第5節 その他の共通応急対策

危機発生直後の状況に応じて、緊急に対処を必要とする行動及び被害軽減のためにとる行動手順を定める。ここに記載する以外の応急対応策については、第5・1に掲げる関係マニュアルに従って実施する。

### 1 避難対策

危機が発生し又は発生するおそれがある場合には、県民の生命を第一に考え、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、市町村又は警察等と協力して、地域防災計画の例により、避難を勧めるものとする。



この措置は、知事又はその命を受けた者が行う。

## 2 救助活動

県は、市町村若しくは消防機関等から救助に関して応援の要請があった場合又は応援の必要があると認めた場合は、他の市町村等に応援を依頼し、また自衛隊等に対して応援、派遣を要請する。

市町村、消防機関、警察、自衛隊など複数の機関による救助活動を行う場合においては、県が各機関との総合調整を行う。

## 3 緊急輸送

危機発生時における輸送の確保は、情報の収集や傷病者の搬送、応急対策用物資の入手等のため、危機管理対策の根幹をなすものである。

そのため、地域防災計画の例により、道路、港湾、空港の各管理者は関係施設の被害状況に応じた対策を講じ、交通の確保に努める。

また、傷病者、医師、避難者等又は応急対策用物資等の緊急輸送については、救急車及びタクシー、トラックなどの輸送業者のほか、支障のない限り、県の公用車を積極的に提供して対応するものとする。

真に緊急を要する場合は、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

## 4 医療救護

危機発生時における医療救護活動は、地域防災計画第2編一般災害対策第2章第17節に定める医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）に基づき、実施する。

医療救護活動を実施する際の医療救護班の派遣や傷病者の受入など、関係機関等に対する要請及び調整については、原則として、医療救護計画に定める「災害医療対策本部」及び「地域災害医療対策本部」を設置して行うものとする。

## 5 ボランティアへの対応

危機の所管部局においては、必ず、当該危機に係るボランティア受入の可否を検討し、ボランティアの申出者に対して明確な回答ができるように準備しておく必要がある。

ボランティアの受入が明確でない段階においては、申出者の連絡先、資格・免許・特技、希望する活動、活動可能期間及びボランティア保険加入の有無を確認してお

き、後日回答する。

ボランティアを受け入れる場合には、①必要とする活動分野、②活動の場所についての情報を提供する。

## 第6節 緊急時における行動の特例措置

緊急事態の発生により通常の指揮命令系統による指示・命令を受ける暇がない場合において、応急対策に携わる職員は、県民の生命、身体、財産を保護するため、臨機の措置をとることができる。ただし、指揮命令系統が復旧した後、当該職員は速やかに臨機の措置の実施とその内容について上司に報告しなければならない。

### 第3 予防対策

職員は、危機が発生した場合には、計画実行上の主体となって活動しなければならないことから、危機意識の醸成・維持が求められる。また、危機の発生及び被害の拡大を可能な限り防止するため、業務の中で事前に発生し得る危機を予測し、業務の見直しや分散などを行うとともに、研修・訓練を通じて行動手順や情報収集、伝達体制の整備を図る。

#### 1 危機管理会議

- (1) 危機管理に関する応急対策及び予防対策を効率的に実施するため、県危機管理会議を設置する。
- (2) 県危機管理会議の所掌事項及び組織、その他必要な事項は別に定める。

#### 2 職員研修の実施

- (1) 各課所及び部局単位で、関係マニュアルの習熟研修を実施する。
- (2) 職員の危機意識の醸成を図る研修会等を実施する。
- (3) 各部局共通の危機を題材とした事例研究を実施する。

#### 3 訓練の実施

- (1) 各課所において、マニュアルに即した行動がとれるよう実施訓練（図上、実践）を行う。
- (2) 対応策や意思決定過程の効果測定が可能なメニューを取り入れ、部局間及び本庁・地域振興局間で対応すべき危機を想定した訓練を実施する。

#### 4 資機材の充実

各部局において、想定される危機の被害規模に応じて、どのような資機材が必要となるかリストアップし、計画的な備蓄に努めるものとする。

リストアップに当たっては、秋田県消防学校に備蓄している防災資機材の適切な運用について考慮する。

また、医薬品については、医療救護計画に基づいてその確保に努めるものとするが、

危機発生時における迅速な供給が可能となるよう、医療救護に必要な一定量の医薬品を「緊急医薬品」として備蓄しておくものとする。

## 5 危機管理に関するデータベースの整備

県民から寄せられた様々な意見・要望についてのデータベースを整備し、予防的な観点から、県民の視点で危機意識を危機管理対策に反映させていく。

## 6 他の組織との協力体制

国、隣県、市町村、自衛隊、消防機関、医療機関などの関係機関や団体が有する資源をあらかじめ確認するとともに、危機の発生時の動きを把握し、即応の協力体制を整備するものとする。

## 7 医療

危機の発生に備えた医療体制については、地域防災計画に基づき、医療救護班等の派遣体制の確立、患者の受入体制や搬送体制の確保に加え、医薬品の備蓄等の災害医療体制の整備・充実に努める。

災害医療体制の整備に当たっては、危機に際して機動的な運用ができるように、関係機関の協議により推進し、機関相互の連携の強化に努める。

## 8 県民の協力

危機に際して、県民の理解が得られるよう、この計画の内容についての啓発普及を図るとともに、ボランティアを中心に、具体的に県民の協力を求める分野をあらかじめ想定しておくものとする。

## 9 関係事業者との連絡体制の整備

応急対応に必要な機器の補修・修理、器具の調達等のため、あらかじめ関係事業者及び連絡先をリストアップしておく。

## 第4 関係機関との連携

各部局は、国や市町村、他県など関係する機関と連携して危機に対処するため、第5に掲げる危機対策行動マニュアル、共通マニュアル及び部局別危機管理マニュアルの策定・見直し作業を通じて、以下の事項について整理する。

### 1 連携すべき関係機関の確認

県が実施する応急対策等が円滑に実施されるよう必要な勧告、指導、助言等を受けるため、危機の態様に応じて、次に掲げる機関と十分な合意形成を図るものとする。

#### 【関係機関の一覧】

区 分	機 関 の 名 称
国 の 機 関	東北財務局（秋田財務事務所）
	東北森林管理局
	東北農政局（各地域センター）
	東北地方整備局（秋田港湾事務所）
	東北地方整備局（各河川国道事務所）
	東京航空局（秋田空港・航空路監視レーダー事務所）
	仙台管区气象台（秋田地方气象台）
	第二管区海上保安本部（秋田海上保安部）
	秋田労働局
自 衛 隊	東北運輸局（秋田運輸支局）
	陸上自衛隊第21普通科連隊
民間企業等	航空自衛隊秋田救難隊
	東日本電信電話(株)秋田支店
	日本赤十字社（秋田県支部）
	日本放送協会（秋田放送局）
	日本郵便(株)（秋田中央郵便局）
	東日本高速道路(株)（各管理事務所）
	日本通運(株)（秋田支店）
	東北電力(株)（秋田支店）
	東北電力ネットワーク(株)（秋田支社）
	東日本旅客鉄道(株)（秋田支社）
	各放送局
	東部瓦斯(株)秋田支社
	各バス会社
	秋田県医師会
市 町 村	各市町村
都 道 府 県	各都道府県

## 2 確認すべき連携事項

関係機関と連携して対応すべき事務又は業務の大要は次のとおりである。これらについて、①協力が必要な事項、②協定等の要否、指揮命令関係の明確化、③合同訓練の実施の要否、④共有すべき情報とその管理等の観点から、必要な事項をマニュアルに記載する。

- ・被害状況の把握と報告連絡に関する事
- ・応急復旧用材の供給及びその備蓄に関する事
- ・輸送の確保に関する事
- ・港湾施設の整備及び復旧に関する事
- ・航空保安対策に関する事
- ・海上警備、海難救助に関する事
- ・直轄施設の復旧に関する事
- ・人命救助、救助物資の輸送、応急医療等に関する事
- ・非常通話の運用に関する事
- ・応急輸送対策に関する事
- ・医療救護活動に関する事
- ・職員の派遣要請及び斡旋に関する事
- ・その他

## 第5 危機管理マニュアル等の作成

### 1 関係マニュアルの作成

この計画を実効あるものとするため、次の区分により、関係マニュアルを作成する。

区 分	マニュアル名	作成部局
初動体制	危機対策行動マニュアル	各部局
共通的事項	共通マニュアル	総務部
個々の危機に係る対応	部局別危機管理マニュアル	各部局

### 2 危機対策行動マニュアル

危機対策行動マニュアルの基本的項目は、下表のとおりとする。

この項目は、個々の危機に係る対応を定めた「部局別危機管理マニュアル」に共通的に必須事項として記載すること。

また、この部分については、緊急時に備え、職員が常時携帯するものとする。

区 分	内 容
危機発生時の対応	○危機発生等の通報体制（勤務時間内、夜間・休日） ○情報の収集項目 ○関係機関一覧
職員の動員	○連絡網 ○夜間・休日の連絡網 ○集合場所等動員指示の内容 ○装備品及びその所在 ○部局内で開催すべき会議・構成員

### 3 共通マニュアル

各危機に共通する次の事項については、共通マニュアルとして、総務部において整備する。

区 分	内 容	主務課
対策本部立上げ・運営	○判断基準 ○決定者・補助者 ○連絡網	総合防災課
広報	○報道対応	広報広聴課

### 4 部局別危機管理マニュアル

部局別危機管理マニュアルは、別表1に掲げる危機の内容の中項目欄（中項目欄に記載がない場合は大項目欄）に掲げる項目の全てについて作成するものとする。

また、その基本的項目は次のとおりとするが、事件等の態様に応じて内容を取捨するものとし、危機の発生時において、各作業行動の遂行状況をチェックできるようなチェックシートも併せて作成するものとする。

区 分	内 容
対処の基本方針	○趣旨・目的
情報収集	○収集指示者及び収集責任者      ○第1通報者 ○報告先      ○報告事項（→情報管理） ○他の機関からの情報収集要領（収集先、担当者、協力依頼事項）
情報管理	○伝達責任者及び伝達先      ○伝達方法 ○伝達時期（定時／随時）  【収集伝達すべき情報区分】 ①危機情報      ②被害情報 ③回避行動情報      ④救急医療情報 ⑤行動基盤情報      ⑥対策会議運営情報 ⑦関係機関連携情報      ⑧危険物等現況情報 ⑨準備情報  【収集情報の管理及び分析】 ①集中管理責任者      ②分析チーム担当者 ③共有すべき情報の整理      ④報道機関対応手順  【知事部局以外の関係機関への伝達】 ①市町村・住民      ②協力、関係企業 ③国への報告制度      ④その他伝達すべき関係機関
県民の安全確保	○避難誘導に関する任務事項 ○市町村の担当連絡先／担当者名簿 ○備蓄物資等の所在・内容、手配要請先、調達依頼先 ○要援護者所在施設情報 ○輸送・搬送応援先／医療救護応援先 ○規制区域設定要請要件、及び要請手順、設定後の広報要領
危機拡散防止	○救助活動に係る任務事項      ○救助者身元確認要領 ○消防防災活動及び救助活動要請手順 ○輸送・搬送応援先／医療救護応援先
輸送の確保	○輸送確保任務事項／警察との任務分担 ○要規制状況情報報告 ○交通規制（迂回路設定含む）の現地での周知方策、その手順



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急警戒実施要請の要件及びその実施手順</li> <li>○緊急輸送車両識別リスト（確認事務処理要領）</li> <li>○輸送協力事業者リスト（担当者・連絡先）</li> <li>○詳細道路網図入手先</li> </ul>
医療・救護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○チーム編成要領／防疫班編制要領</li> <li>○災害救急医療システム発動手順</li> <li>○資器材調達手順（担当者・連絡先）</li> <li>○医療救護所予定箇所リスト及び設置要請手順（担当者・連絡先）</li> <li>○医薬品備蓄箇所・内容リスト      ○献血登録者リスト</li> <li>○緊急搬送連絡先                      ○民間事業者協力先リスト</li> <li>○検査実施協力先リスト</li> </ul>
資機材調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○備蓄情報      ○緊急時資機材調達先      ○調達命令者</li> <li>※ 物品、物資の授受についてはマニフェスト制度を可能な限り導入するものとする。</li> </ul>

※ マニフェスト制度：物品の受け渡しの不適切な処理や処理にまつわる事故を防止するために、受け渡しに関する情報をマニフェスト（管理票）に記載し、物品に添えて相手方に渡し、適切な処理を行う制度

## 第6 計画等の進行管理

### 1 計画等の見直し

この計画及び関係マニュアルは、社会情勢の変化、新たな法令の制定等により必要がある場合に随時見直すものとする。

### 2 マニュアル作成の報告等

各部局において関係マニュアルを新たに作成したとき又は修正したときは、総務部総合防災課を経由して危機管理監に報告するものとする。

### 3 マニュアルの引継

人事異動時においては、危機管理に関するマニュアルを確実に引き継ぐとともに、速やかに緊急連絡網を整備する。

別表1 想定される危機の態様等とその主務課

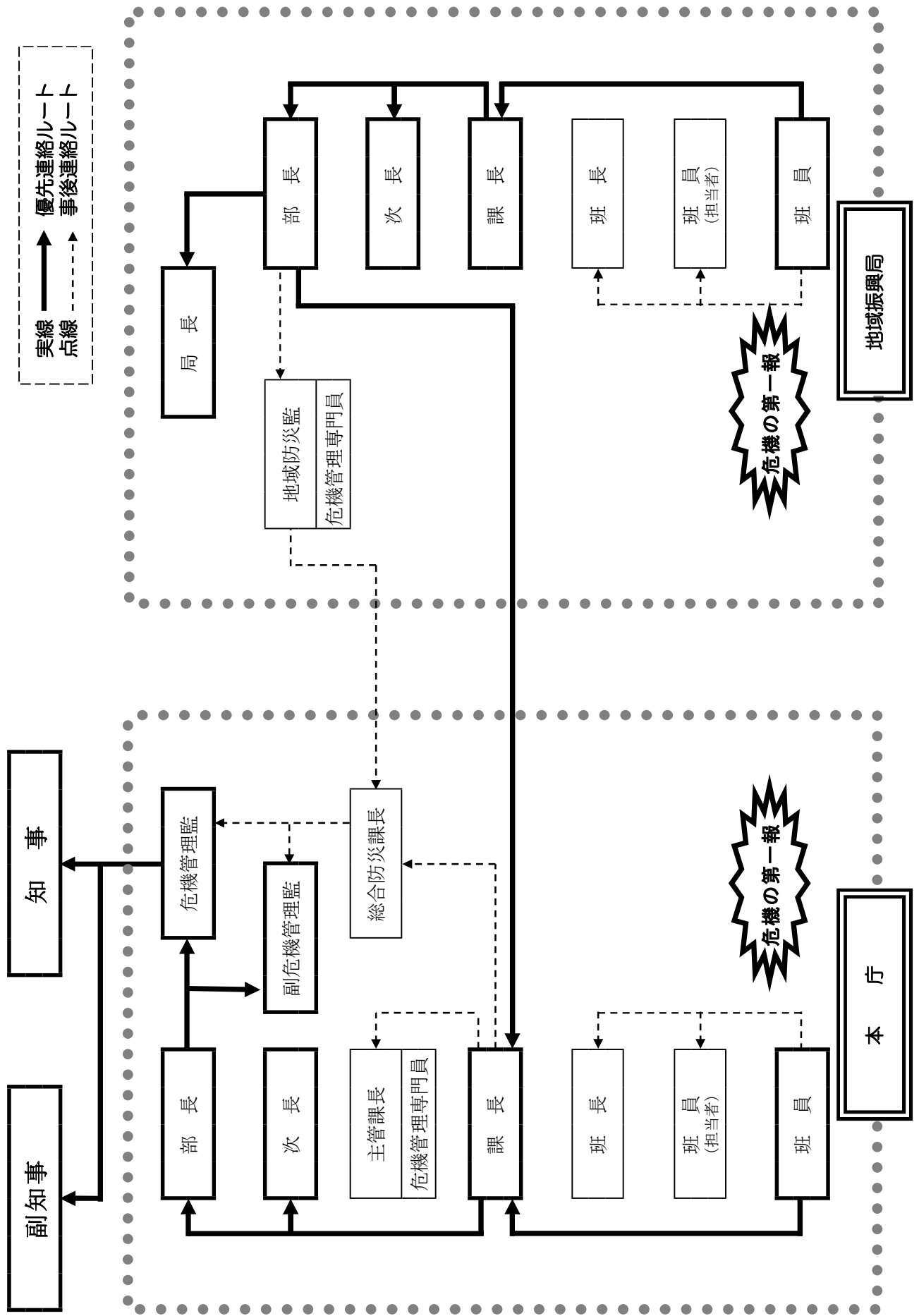
危機の態様	危機の性質	危機の内容		主務課		
		No.	大項目		中項目	
県民の生命、身体、財産に被害・損失が生じるもの	県民の生命、身体、財産の直接的損失	1	自衛隊関係事故		総務課	
		2	飛行体の落下事故		総合防災課	
		3	米軍関係事故		国際課	
		4	県民の海外における事故		国際課	
		5	感染症の蔓延	感染症全般（下記及び新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定する感染症を除く）		保健・疾病対策課
		6		ヒトへの鳥類からの鳥インフルエンザ		保健・疾病対策課
		7		重症急性呼吸器症候群（SARS）		保健・疾病対策課
		8		麻しん		保健・疾病対策課
		9	毒物劇物健康危機			医務薬事課
		10	医薬品等による健康被害			医務薬事課
		11	大規模な環境汚染事故	公害全般		環境管理課
		12		大気汚染		環境管理課
		13		水質汚濁事故		環境管理課
		14		稲わら等の燃焼		環境管理課
		15	飲料水関連事故			生活衛生課
		16	重大な食中毒の発生			生活衛生課
		17	サメの出現			総合防災課
		18	クマによる人身被害			自然保護課
		19	特定動物脱出事故			生活衛生課
		20	食品表示に係る偽装事件			県民生活課
		21	重大な動物感染症の発生	狂犬病		生活衛生課
		22		高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ※	(野鳥)	自然保護課
		23			(愛玩鳥)	生活衛生課
		24			(家さん)	畜産振興課
		25		伝達性海綿状脳症（BSE）		生活衛生課 畜産振興課
		26		口蹄疫		畜産振興課
		27		牛疫		畜産振興課
		28		牛肺疫		畜産振興課
		29		豚熱		畜産振興課
		30		アフリカ豚熱		畜産振興課
		31		コイヘルペスウイルス		水産漁港課
		32	残留基準を超えた農作物の流通	不適正な農薬を使用した農産物の流通		水田総合利用課
		33		カドミウム汚染米の流通		水田総合利用課
		34	主要農作物種子への異品種混入			水田総合利用課
		35	森林病虫害等の異常発生による枯死			森林整備課

危機の 態様	危機の 性質	危機の内容		主務課			
		No.	大項目		中項目		
		36	交通機関の事件	ハイジャック	港湾空港課		
		37		シージャック	港湾空港課		
		38		列車ジャック	交通政策課		
		39		バスジャック	交通政策課		
		40	建設部管理施設の事故等	ダム事故	河川砂防課		
		41		都市公園における利用者又は施設に関する事故	都市計画課		
		42		下水道施設の事故	下水道マネジメント推進課		
		43		トンネル火災等道路管理施設での事故	道路課		
		44		空港における事故等	港湾空港課		
		45		港湾における事故等	港湾空港課		
		46		学校等での事件・事故	高等教育機関における事件・事故	高等教育支援室	
		47			学校内又は校外活動中の事件・事故	義務教育課 高校教育課	
		48			海外における学生・生徒の事故	高等教育支援室 高校教育課	
		49	外部からの不審者侵入による生徒・職員への危害		保健体育課		
		50	重大な感染症・食中毒の発生		保健体育課		
		51	その他の施設等での事故	県主催イベントの事故	イベント所管課 (総務課)		
		52		管理施設での事故等	施設所管課 (総務課)		
		53		休廃止鉱山関連施設の崩落・破壊事故	エネルギー・資源 振興課		
		54		主要観光地における事故	観光振興課		
		55		県庁舎の爆破・占拠	財産活用課		
		る 県 民 生 活 に 不 安 を 与 え		56	重要影響事態安全確保法の発動		総務課
				57	大量の難民		総務課
				58	生活関連物資の異常事態		県民生活課
				59	金融危機の発生		産業政策課
				60	労働争議に起因する危機		雇用労働政策課
				61	危険物等の漂着		水産漁港課 河川砂防課 港湾空港課
		生 円 滑 な 県 行 政 の 運 営 に 支 障 を	セ キ ユ リ テ ィ ー	62	県要人へのテロ・誘拐		秘書課
				63	電子情報・情報システムに関する事件・事故	電子情報への不正アクセス	システム所管課 (デジタル政策 推進課)
				64		情報通信システムの障害	システム所管課 (デジタル政策 推進課)
				65		個人情報などの電子情報の紛失・漏洩	システム所管課 (デジタル政策 推進課)
				66	ペイオフ対策		会計課
			その他	67	職員の不祥事		人事課
		その他	その他	68	知事が認めるもの		

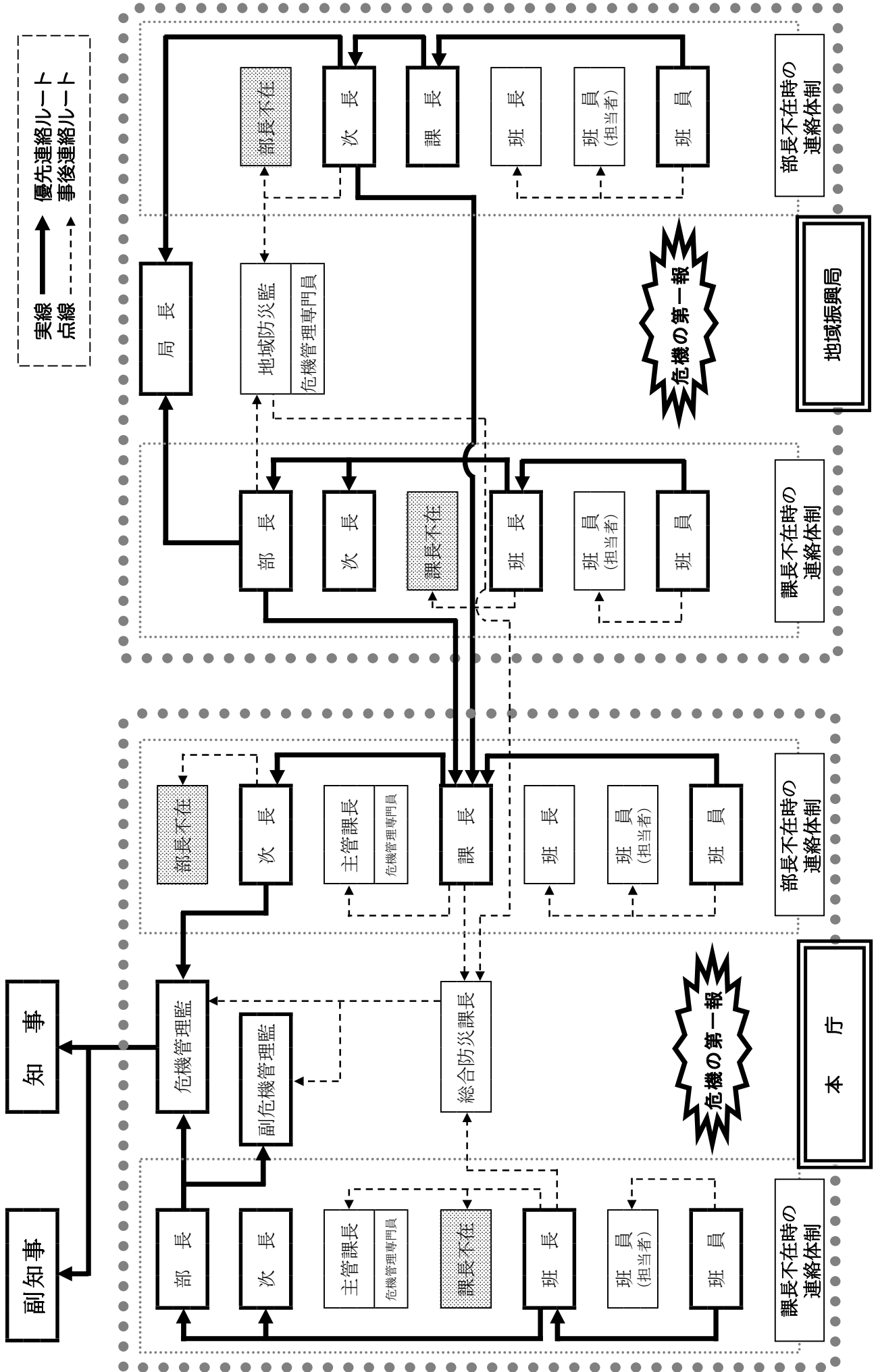
※「主務課」欄の（ ）内の課は、当該危機に係る通則的なマニュアルを作成するとともに、当該危機が発生し、又はそのおそれがある場合には、必要に応じて主務課を補佐するものとする。

※No.22～No.24のうち低病原性鳥インフルエンザにあっては、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウィルスの感染に限る。

別紙1 危機発生時の連絡体制



別紙2 危機発生時の連絡体制（上司不在時の体制）



別紙3 危機発生報告書

危機発生報告書（第 報）

（ 年 月 日 時 分現在）

発生日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分		
発生場所			
通 報 者	所属 職氏名 ☎	受領者名 (時間)	職氏名 年 月 日 ( ) 時 分

危機の概況					
	被害の状況	人的被害	死 者 名	住家被害	全 壊 棟
負 傷 者 名			半 壊 棟		
行方不明 名			一部破損 棟		
被害の状況	非住家被害	区 分	棟 数	被 害 状 況	
		公共建物			
		そ の 他			
その他					
応急対応					
備考					